

# TAX NEWS

## —相続税の申告割合—

国税庁は相続税の申告割合等を毎年公表しています。平成26年までは、全国平均4%台であった申告割合が平成27年、28年と8%台に跳ね上がっています。これは、平成27年に相続税の改正があり、基礎控除が少なくなったことによるものと考えられます。100人に8人が相続税の申告・納税をしていることになります。

相続税の申告割合8%というのは、あくまでも全国平均であるため地域により割合は異なることになります。大阪国税局管内の申告割合は以下のとおりで、滋賀県と和歌山県以外の府県で全国平均を上回っています。事前に準備・対策をしておくことで、相続トラブルを未然に防ぐことができます。

| 相続税の申告割合 | 平成27年 | 平成28年 |
|----------|-------|-------|
| 全国平均     | 8.0%  | 8.1%  |
| 大阪府      | 8.2%  | 8.3%  |
| 京都府      | 9.1%  | 9.1%  |
| 兵庫県      | 8.4%  | 8.9%  |
| 滋賀県      | 6.6%  | 7.1%  |
| 奈良県      | 8.9%  | 9.3%  |
| 和歌山県     | 6.4%  | 6.3%  |

相続トラブルを防ぐ代表的なものとして『遺言書』が挙げられます。遺言書を作成する際は、ぜひ下記のポイントをチェックしてみてください。相続の現場においては非常に大切なポイントになります。

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| 公正証書遺言で作成をしているか               | 作成していると家庭裁判所での検認手続きが不要で、その後の相続手続きがスムーズです                                      |
| 遺言執行者を指定しているか                 | 遺言執行者とは遺言書の内容を実現する者で、税理士・弁護士・司法書士を指定すると手続きがスムーズです。報酬は裁判所が決めるため、透明性・納得度合いが高いです |
| 遺留分を侵害していないか                  | 遺留分とは相続人が相続することを保証された最低限の割合です   |
| 付言事項を書いているか                   | 遺言書は遺された方への最後のラブレターです   |
| 遺言書を作成したことを、相続人又は遺言執行者へ伝えているか | 伝えていないと遺言書があることを知らずに財産を分けることになり、故人の想いが伝わりません                                  |
| 遺言書を貸金庫に保管していないか              | 相続になると貸金庫を開扉できなくなります  |

近年、財産の多少にかかわらず相続トラブルは増えており、遺言書の作成件数も比例して増えています。せっかく作成するのであれば、工夫をしてトラブルになりにくい遺言書を作成しましょう。遺言書が基で相続人がもめる、そんな結果は誰も望んでいません。

遺言書の作成、相続のご相談など、何でもお気軽に弊社担当者へご相談ください。

(文責 岩間 大地)